

1-(1) 特区・地域制度等

①全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、**産業の競争力強化や生産性の向上**など、**沖縄の政策課題の解決を一層計画的かつ効果的に推進**するため、

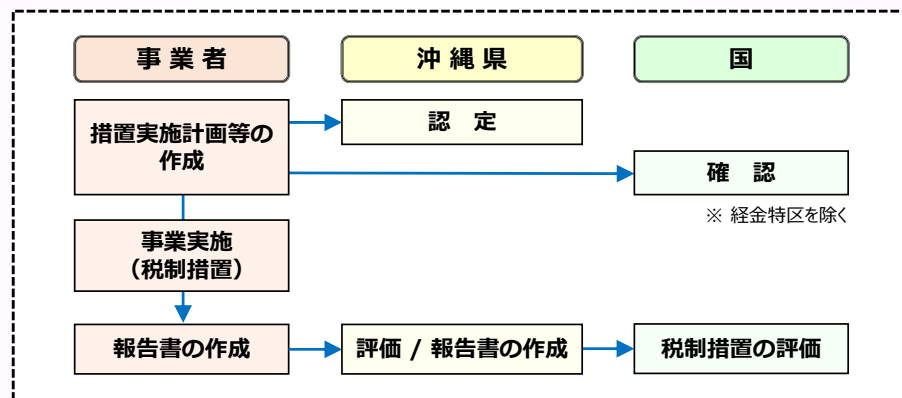
✓ 事業者が作成する「**措置実施計画**」の**制度を導入**（7条の2等）
※ 設備投資等の内容、目標等を記載

✓ 「措置実施計画」の**知事による認定制度を導入**（同）

②上記の認定を受けた事業者に対し、**以下の特例を適用**

✓ **課税の特例**（特別償却、投資税額控除、所得控除）（8条等）
※ 措置実施計画の措置が**付加価値増、給与増等の一定の要件**^(注1)を満たす旨を**主務大臣が確認した場合に適用**^(注2)

（注1）主務大臣が告示で規定 （注2）経金特区は除く



✓ **中小企業信用保険法の特例**（7条の4等）
※ 信用保証協会による保証限度額について別枠を設定等

✓ **中小企業投資育成株式会社法の特例**（7条の5等）
※ 中小企業投資育成株式会社の初回投資の対象範囲を資本金3億円超の株式会社を設立する場合に拡大等

③沖縄振興策の実施に必要な**手続の簡素化・合理化**等を通じた**中小企業者の負担軽減や、中小企業者等への援助**に係る**努力義務を新設**（66条,67条）

④**沖縄型特定免税店制度**について、新たに**オンライン購入に対応**（26条）

⑤**沖縄公庫の新事業創出促進業務**について、創業後の年数にかかわらず**事業の新規性に主眼**を置き、支援できるよう**出資対象を拡充**（68条）

1-(2) 離島・北部地域の振興

①離島・北部地域が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、**離島・北部地域の振興を一層強力に推進**していくため、**以下の努力義務を新設**（86,87条）

✓ 地域特性に応じた観光、情報通信産業、農林水産業等の**産業の振興**

✓ **移住・定住の促進**

✓ **雇用機会の拡充、教育振興、福祉増進、医療確保、生活環境整備**等

②**離島の旅館業に係る課税の特例の対象を拡充**し、新設・増設に加え、**新たに改修を追加**（88,89条）

1-(3) 各分野の政策課題への対応

①**子どもの貧困対策の推進**に資するため、子どもの**教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子どもに対する経済的支援、担い手の人材の育成・確保**等の**施策の充実に係る努力義務を新設**（80条3項）

②沖縄振興に資する**多様な人材を育成するために必要な教育**に関する**施策の充実に係る努力義務を新設**（76条2項）

③**脱炭素社会の実現**に資するため、エネルギー使用の合理化や**再生可能エネルギーの利用促進**等の**施策の充実に係る努力義務を新設**（79条2項）

④**デジタル社会の形成**に資するため、ICT等の活用による**事業者の経営効率化、事業高度化、生産性向上の促進**等の**施策の充実に係る努力義務を新設**（82条）

⑤文化振興の規定に、**文化の担い手の育成に係る努力義務を追加**（77条）

1-(4) 期限

①**法の期限を10年延長**（令和14年3月31日まで）（原始附則2条）

②**改正法の施行後5年以内**に、新たな**沖縄振興計画に基づく事業等に対する特別措置の適用状況**その他の**改正後の沖振法の施行状況**について**検討**を加え、必要があると認めるときは、**その結果に基づいて所要の見直し**を行うものとする**規定を新設**（改正附則2条）

改正法の主なポイント②（跡地利用特措法・沖縄公庫法・復帰特措法等）

2 跡地利用特別措置法

① **拠点返還地の指定要件を緩和**し、日米安全保障協議委員会(SCC)で返還が合意された**駐留軍用地が段階的に返還される場合は、合同委員会(JC)における返還合意前の区域も含め指定できる特例を創設**（26条2項）

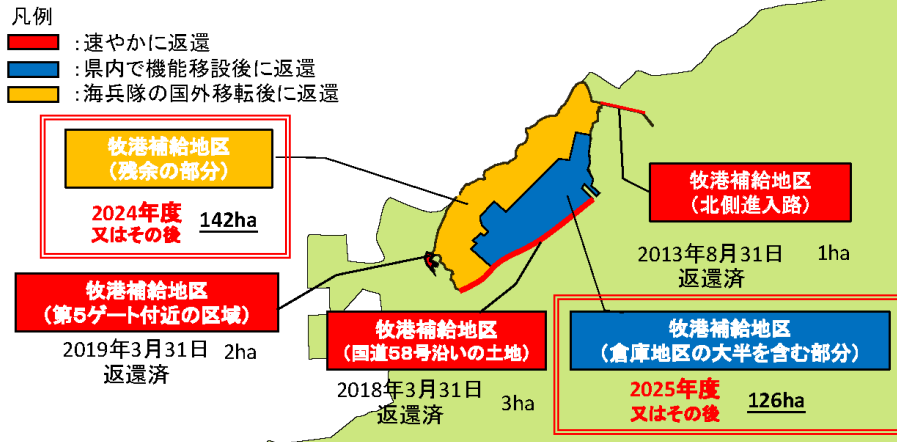
※特例による指定は、一体的な土地利用が見込まれ、相当部分についてJCで返還が合意されている場合、当該合意部分の返還後1年まで可能

【参考1】拠点返還地の概要

- ✓ 沖縄県の自立的な発展の拠点となる区域等について、JCにおける返還合意後に、内閣総理大臣が拠点返還地として指定
- ✓ 指定した拠点返還地において、国が取り組むべき方針を「国の取組方針」として策定

拠点返還地の面積	国の取組方針の策定
200ha以上	義務
200ha未満	可能（跡地利用推進協議会の協議による）

【参考2】牧港補給地区の返還見通し（統合計画）

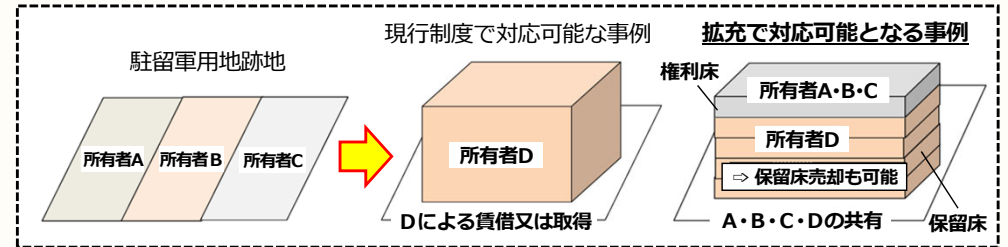


② **法の期限を10年延長**（令和14年3月31日まで）（原始附則2項）

3 沖縄振興開発金融公庫法等

① **駐留軍用地跡地に係る産業開発資金の貸付対象を拡大**し、跡地において**民間事業者が商業施設等を開発**しようとする場合、自己所有方式による開発に加え、**譲渡方式**による開発も貸付対象に追加（公庫法19条1項1号イ）

※事業者が新しい建物を建築する際、従前の土地所有者には新しい建物の所有権を付与した上、保留床部分を第三者に譲渡できるため、所有者が多数存在する駐留軍用地において有用なスキーム



② 沖縄振興開発金融公庫の**日本政策金融公庫への統合時期を10年延長**（令和14年3月31日まで）（行革推進法11条1項）

※行革推進法に基づき、沖縄公庫は、現行の沖振法の期間経過後に、新政策金融機関（日本政策金融公庫）に統合するものとされていた

4 沖縄復帰特別措置法

① 沖縄県産酒類に係る**酒税の軽減措置**について、**以下の期限まで延長し、段階的に縮減し廃止**（80条1項1号）

泡盛（単式蒸留焼酎）	令和14年 5月14日まで
ビール等	令和8年 9月30日まで

※期限後の令和14年5月15日付けで、酒税の軽減措置の関係規定を削除（改正法6条）

② 揮発油に係る**揮発油税の軽減措置**の期間を**2年延長**（80条1項3号）

5 沖縄科学技術大学院大学学園法（OIST法）

① **法の施行状況の検討時期をおおむね5年ごと**とするよう改正（原始附則14条）